

別紙

導入促進基本計画

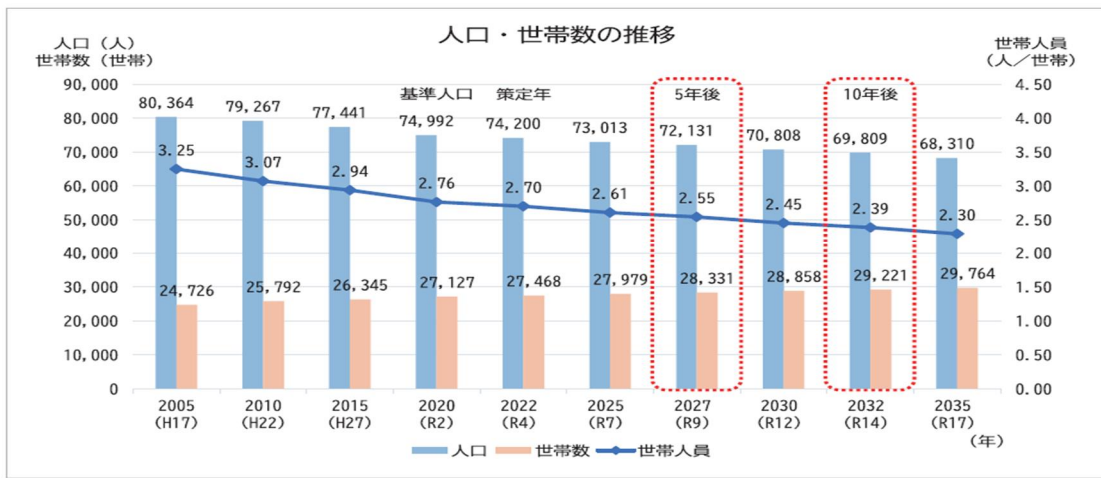
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 地域の人口構造

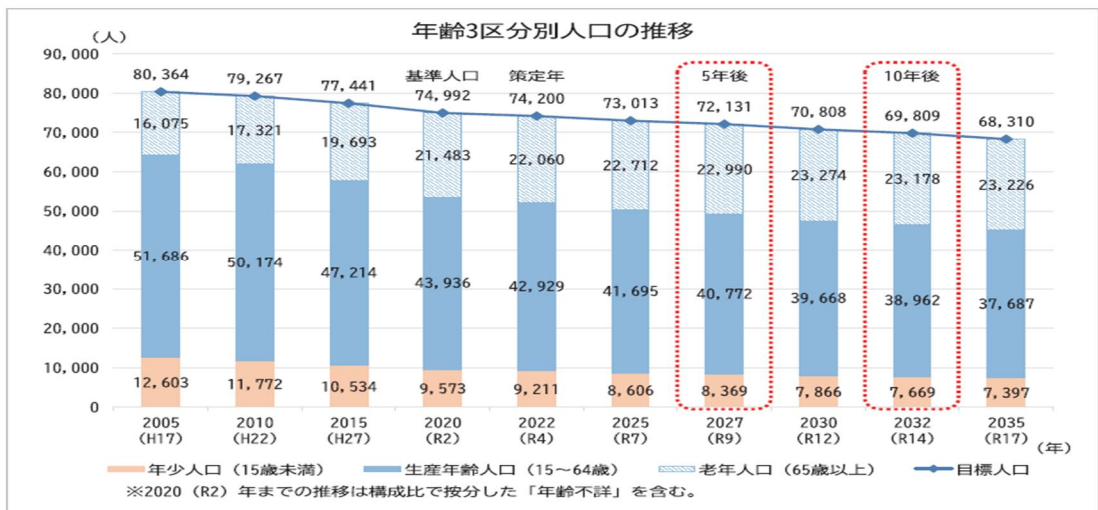
ライフスタイルの多様化や平均寿命の延伸、地方における都市への人口流出や少子高齢社会の進行などにより、人口減少社会が到来している。

須賀川市においても、2005（H17）年の80,364人をピークに減少傾向に転じており、2020（R2）年の国勢調査では、総人口が74,992人、総世帯数が27,127世帯となった。



出典：市まちづくりビジョン 2023

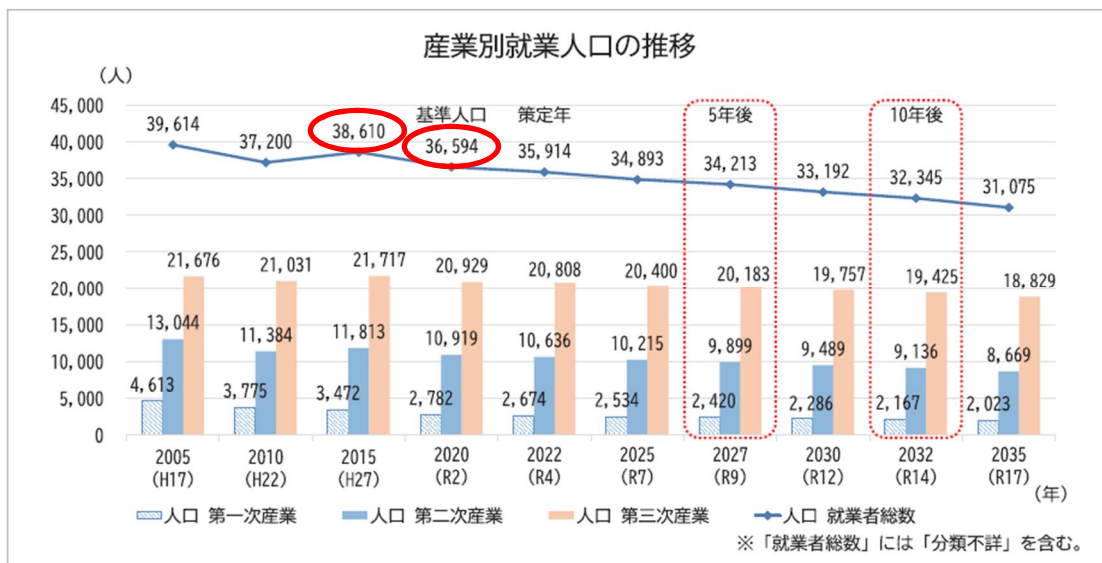
年齢3区分別の人口の推移では、2005（H17）年以降、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行している。今後、総人口の減少や老年人口が占める割合が高まることで、生産年齢人口の減少とともに、少子高齢化が更に加速することが予想される。



出典：市まちづくりビジョン 2023

就業者数についても、2015（H27）年の38,610人から2020（R2）年は36,594人に減少しており、今後も人口減少に伴う就業人口の減少が予想される。

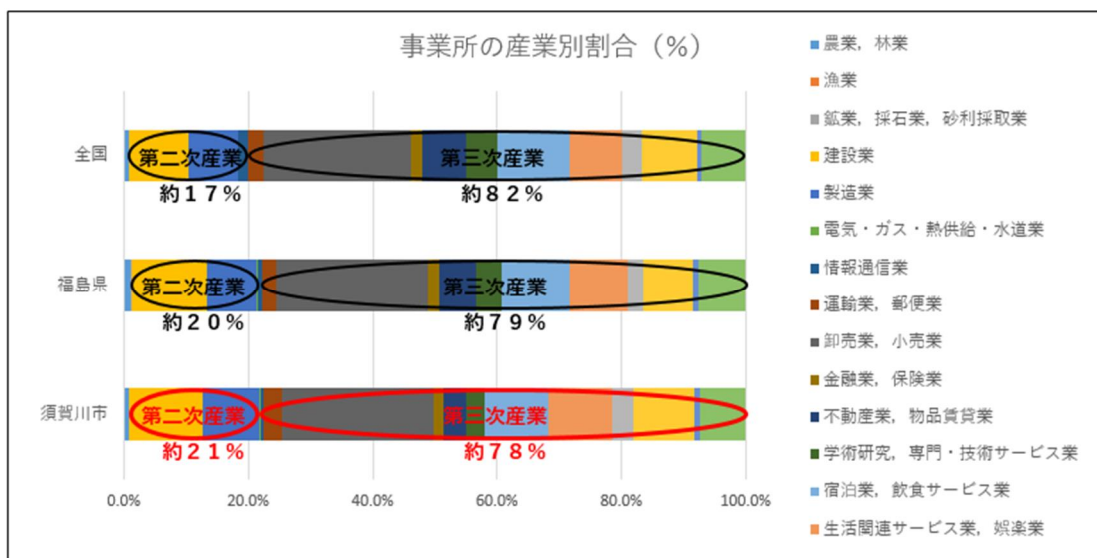
また、更なる人口減少が見込まれる中、中小企業においては、人手不足の深刻化、労働生産性の伸び悩み等の課題も抱えており、このような状況が続く場合、労働生産性や付加価値額の低下につながるとともに、中小企業者の経営体力の低下による従業員の処遇悪化、地域間の産業競争力の弱まりなど、地域経済の活性化に影響を及ぼすことが予想される。



出典：市まちづくりビジョン2023

イ 産業構造

須賀川市の産業構造は、製造業等の第二次産業の割合が約21%を占め、全国や福島県と比べて高い。また、卸売業・小売業及び飲食、宿泊等の各種サービス業等の割合は約78%を占めており第三次産業が中心の産業構造である。



出典：R3 経済センサス基礎調査

このような状況の中、須賀川市の産業のうち付加価値額を生み出す力をもった代表的な産業は、製造業、医療・福祉である。

2021年付加価値額(企業単位)大分類



- ①農林漁業 541 百万 ⑤情報通信業 437 百万⑧金融業, 保険業 1,769 百万
- ⑨不動産業, 物品賃貸業 851 百万 ⑩学術研究, 専門・技術サービス業 1,223 百万
- ⑪宿泊業, 飲食サービス業 1,341 百万 ⑫生活関連サービス業, 娯楽業 1,302 百万
- ⑬教育, 学習支援業 1,383 百万
- ※④電気・ガス・熱供給・水道業については省略

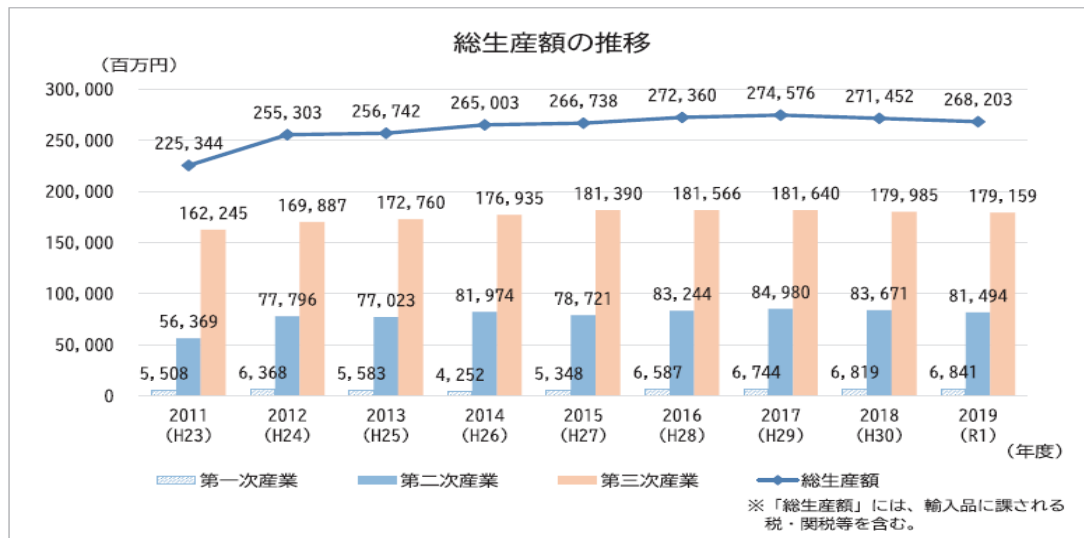
出典：地域経済分析システム

ウ 中小企業者の実態

須賀川市内8つの工業団地を中心として、製造業、卸売業、小売業の立地が進み、市内事業所のほとんどが中小企業である。

また、同様に市内従業者数のほとんどが中小企業者での雇用である。

平成23年3月に発生した東日本大震災により、産業・交通・生活基盤に甚



出典：市まちづくりビジョン 2023

大な被害を受け、生産機能及び労働力の流出などによりあらゆる産業が大きな打撃を受けた。2012（H24）年度に回復して以降、ほぼ横ばいで推移している。

（2）目標

須賀川市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる振興発展を目指す。

そのため、これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

須賀川市の産業は、製造業、卸売業、小売業、医療・福祉などの各種サービス業を中心として多様な業種が立地しているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電等再生可能エネルギー関連設備及び蓄電池（事業所等の同一敷地内に限る）については雇用の創出や市内産業への経済波及効果等の観点から、電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備に限るものとし、それ以外の全量売電を目的とする設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

須賀川市の中小企業者は、市内工業団地のほか各地域に立地している。これら地域に立地する多くの事業者による生産性向上の実現を促すため、本計画の対象地域は、須賀川市全域を対象とする。

（2）対象業種・事業

須賀川市内の中小企業者は、今後、更なる人口減少が見込まれる中であって、人手不足の解消や労働生産性向上等の課題を抱えており、各産業において広く

事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の取り組みは、研究開発、新規商品の開発、ロボットやITなどの導入による業務の効率化、再生可能エネルギー等を利用した省エネルギーの推進など様々である。

したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みに係る先端設備等導入計画は認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 本市の市税（個人の場合は、個人の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいい、法人の場合は、法人の市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税をいう。）を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。